第五条中第三十五号を第三十六号とし、第二十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一項を加える。

28　法別表第五第二十六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　福島特例通訳案内士の生存の事実の確認

第五条に次の一号を加える。

37　法別表第五第三十四号の総務省令で定める事務は、福島復興再生特別措置法第二十六条の平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

附　則

この省令は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年五月三十日）から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京法務局の部同法務局の款目黒出張所の項を削り、同款渋谷出張所の項管轄区域欄中「渋谷区」を「目黒区　渋谷区」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第百六十七号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十二条第一項に基づき、次の区域を特定駐留軍用地に指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

施設及び区域の名称（施設番号）	特定駐留軍用地の区域
キャンプ桑江（六〇四三）	日米安全保障協議委員会において返還することが合意されたキャンプ桑江の区域
普天間飛行場（六〇五一）	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された普天間飛行場の区域
牧港補給地区（六〇五六）	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された牧港補給地区の区域
那覇港湾施設（六〇六四）	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された那覇港湾施設の区域
陸軍貯油施設（六〇七六）	日米安全保障協議委員会において返還することが合意された陸軍貯油施設第一桑江タンクファームの区域

○法務省告示第二百十一号

名古屋市北区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年六月二十五日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、北区役所又は名古屋法務局に照会すること。

平成二十四年五月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

名古屋市北区深田町二丁目二十六番地

荒木鍵次郎

○法務省告示第二百十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年五月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　ニコラス・ガイ・ウォール

生年月日　千九百七十二年九月二十二日

国　籍　連合王国及びニュージーランド

○法務省告示第二百十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、香港を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年五月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　エレイン・イーリン・リー

生年月日　千九百七十七年十一月十一日

国　籍　オーストラリア

○法務省告示第二百十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年五月二十六日から効力を生ずる。

平成二十四年五月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

北海道茅部郡森町長

○法務省告示第二百十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年五月二十五日

法務大臣　小川　敏夫

住所　東京都墨田区緑１丁目15番12―1104号
都寛和　昭和54年７月23日生

住所　東京都台東区池之端４丁目４番10号
金未寧　平成２年１月10日生

住所　さいたま市大宮区下町１丁目62番地１
胡瑞霖　昭和45年４月13日生

田見輝　平成９年１月９日生

住所　埼玉県所沢市和ケ原１丁目171番地１
劉麗華　昭和34年12月25日生

住所　茨城県水戸市千波町621番地２
梁継国　昭和30年５月13日生

住所　宮城県塩竈市赤坂24番５号
金香里　昭和53年２月15日生

住所　和歌山市吹屋町２丁目22番地18
金睦美　昭和42年９月21日生

李杏香　平成４年８月17日生

李李香　平成７年３月22日生

住所　名古屋市中川区富田町大字千音寺字東川岸塚183番地１
李明子　昭和49年４月13日生

住所　名古屋市守山区幸心３丁目913番地
李順世　昭和18年３月28日生

住所　東京都練馬区豊玉上２丁目５番７―610号
曹陽　昭和45年８月24日生

住所　広島県福山市神辺町字湯野823番地
劉恩　昭和55年２月14日生

住所　横浜市港北区岸根町96番地５
托合提阿米娜　昭和50年11月10日生

住所　横浜市南区井土ケ谷下町44番地３
金國廣　昭和51年12月４日生

住所　川崎市幸区南加瀬５丁目38番１―410号
マックポール・チュクエメカ・エクエメ　昭和45年10月４日生

住所　神奈川県横須賀市衣笠町19番５号
ジェイビー・デ・ヘースース・トーレス　平成６年６月７日生

住所　神奈川県厚木市山際754番地31
リカルド・ダニエル・ヒガ　昭和37年６月１日生

グラシェラ・ベアトリス・サクライ・デ・ヒガ　昭和38年４月２日生

マウリショ・ジョエル・ヒガ　平成６年１月18日生

ライラ・ノエミ・ヒガ　平成９年２月22日生